

令和 元年 10 月 17日 (木)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (理事長 樋口美雄)  
働き方と雇用環境部門 主任研究員 周 燕飛  
(代表電話) 03-5903-6111 (URL) <https://www.jil.go.jp/>

## 母子世帯の貧困率は5割超え、13%が「ディープ・プア」世帯 「第5回(2018)子育て世帯全国調査」結果速報

労働政策研究・研修機構は平成30年11月、子育て中の男女の仕事に対する支援策のあり方を検討するため、母子世帯(653)、父子世帯(54)とふたり親世帯(1,267)計1,974子育て世帯の生活状況およびその保護者の就業実態や公的支援についての要望などを調査しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

### 調査結果のポイント

#### <ふたり親世帯の平均収入が引き続き増加したが、母子世帯は減少>

子育て世帯の平均税込収入は、母子世帯が299.9万円、父子世帯が623.5万円、ふたり親世帯が734.7万円となっている。前回調査に比べて、ふたり親世帯の平均年収は引き続き上昇しているが、母子世帯の平均収入は、前回調査より17万円低くなっている(6頁、図表1-1a)。収入中央値は、母子世帯が250万円、ふたり親世帯が665万円となっており、母子世帯は変化なし、ふたり親世帯は25万円増である(6頁、図表1-1b)。

#### <母子世帯の貧困率は5割超え、13%が「ディープ・プア」世帯>

可処分所得が厚生労働省公表の貧困線を下回っている世帯の割合は、母子世帯では51.4%、父子世帯では22.9%、ふたり親世帯では5.9%となっている。可処分所得が貧困線の50%を満たない「ディープ・プア(Deep Poor)」世帯の割合は、母子世帯が13.3%、父子世帯が8.6%、ふたり親世帯が0.5%である(7頁、図表1-2a)。

#### <末子が中高生年齢層の母子世帯はより一層困窮>

母子世帯の場合、子どもの年齢が高い世帯ほど、経済的困窮度が高い。暮らし向きが「大変苦しい」と回答した母子世帯の割合は、末子が「0~5歳」層では21.4%、「6~11歳」層では23.0%、「12~14歳」層では27.9%、「15~17歳」層では29.4%となっており、末子の年齢上昇とともに、経済的困窮を感じている世帯の割合が上昇傾向にある(9頁、図表1-4)。

#### **<パート主婦の16%は就業時間調整ゾーン>**

非正規・パートとして働く有配偶の母親、いわゆる「パート主婦」の約7割（67.8%）は、夫の住民税・所得税の配偶者控除の収入限度額である103万円以内で働いている。そのうち、就業時間調整の疑いが濃厚である「100～103万円」ゾーンで働いている母親は、16.4%である（13頁、図表2-4b）。

#### **<父親の就業時間が60時間超えの場合、母親のフルタイム就業率が顕著に低下>**

ふたり親世帯の場合、夫の週あたり就業時間が60時間を超えると、妻のフルタイム（FT）就業率が顕著に低下する。夫の週あたり就業時間が60時間以下であれば、妻のFT就業率がおおむね4割前後で推移しているのに対して、60時間を超えると、妻のFT就業率が3割に急落している（14頁、図表2-5b）。

#### **<離別父親の44%は子どもとの交流が「全くない」>**

過去の1年間、非同居父親と子どもとの面会や会話等交流の頻度は、「年に数回以上」の割合は、母子世帯の離別父親が37.3%、ふたり親世帯の単身赴任父親が93.8%である。離別父親の44.2%は子どもとの交流が「全くない」状態であり、そのうち離婚5年以上の離別父親の半数以上（51.6%）が子どもと交流なしの状態である（17頁、図表3-3a）。

#### **<母子世帯の場合、娘よりも息子は学業不振が深刻>**

小中高校生の第1子が学校での学業成績が「（まあまあ）良好」（4点以上）である割合は、母子世帯33.0%、父子世帯36.7%、ふたり親世帯46.0%である。ふたり親世帯の場合、4点以上の良い学業成績を挙げている子どもの割合は、小学生も中高生も、男子（息子）も女子（娘）も同じく4～5割程度となっている。一方、母子世帯の場合、娘は息子より学業成績が明らかに良い。その差は小学生の段階では5ポイントほどであるが、中高生の段階になると18ポイントまでに広がっている（18頁、図表3-4a）。

#### **<4世帯に1世帯は、子どもの世話・家事について頼れる人が「誰もいない」>**

子どもの世話・家事について頼れる人が「誰もいない」世帯の割合は、第2回調査以降に大きな変化がなく、おおむね25%前後で推移している。一方、金銭的援助について頼れる人が「誰もいない」世帯の割合は、母子世帯が51.5%、ふたり親世帯が39.9%であり、6年前よりそれぞれ4ポイントと2ポイント上昇している（21頁、図表4-2b）。

※詳細な調査結果は、同日公開のJILPT調査シリーズNo.192を参照のこと。

## I 調査の趣旨・目的

本調査は、2011年、2012年、2014年と2016年に行われた第1回、第2回、第3回と第4回「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（略称：子育て世帯全国調査）に続く第5回調査である。

子育て世帯の生活状況と保護者の就業実態などを調査し、今後の保護者の仕事に対する支援策のあり方等を検討するための基礎資料を収集することが主な目的である。

## II 調査の概要

### 1. 標本設計

- ① 母集団：末子が18歳未満のふたり親世帯またはひとり親世帯  
(いずれも核家族世帯に限らず、祖父母等親族との同居世帯を含む)
- ② 調査対象地域：全国
- ③ 調査地点数：175
- ④ 標本数：ふたり親世帯 2,000 ひとり親世帯 2,000
- ⑤ 標本抽出方法：住民基本台帳から層化二段無作為抽出

### 2. 調査方法

訪問留置回収法

### 3. 調査期間

2018年11月～12月（原則として11月1日時点の状況を調査）

### 4. 回収状況

調査設計ベース（名簿）での世帯類型別有効回答数と有効回収率

世帯計	有効回答数 1,974 票（有効回答率 49.4%）
ふたり親世帯	有効回答数 1,096 票（有効回答率 54.8%）
ひとり親世帯	有効回答数 878 票（有効回答率 43.9%）

本人確認・回答状況等に基づいて入れ替えを行った後の有効回答数

<input type="radio"/> ふたり親世帯	1,267 票（うち、49 票は父親回答）
※原則として、ふたり親世帯の場合は、母親が調査票に回答するよう依頼している。	
<input type="radio"/> 母子世帯	653 票
<input type="radio"/> 父子世帯	54 票
<input type="radio"/> その他世帯	0 票

1,974 有効回答票のうち、調査設計ベースでの世帯類型と実際の世帯類型が一致するのは、1,770 票（89.7%）である。一方、調査設計ベースでの世帯類型と実際の世帯類型が一致しないのは、204 票（10.3%）である。

### III 回答者属性

図表 A-1 は、世帯と保護者の基本属性について、厚生労働省が行った 2 つの全国調査－「国民生活基礎調査」、「全国ひとり親世帯等調査」－との比較である。

世帯人員数、親（子どもの祖父母）との同居率、保護者の平均年齢、最終学歴等の基本属性について、本調査の平均値は、他の 2 つの全国調査とほとんど変わらないことが分かる。

なお、ひとり親世帯に占める父子世帯の割合は、本調査では 7.6% となっており、厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(16.4%) の半分程度に留まっている。本調査では父子世帯の出現率は低く、サンプルサイズも小さいため、集計値が大きくぶれる可能性がある。そのため、父子世帯の集計結果は注意して利用されることが望まれる。また、本調査では、母子世帯の母親の有業率、就業所得はやや高めになっていることも留意されたい。

図表 A-1 基本属性－母子世帯・父子世帯

	母子世帯						父子世帯*					
	子育て世帯全国調査					全国ひとり親世帯等調査2016	子育て世帯全国調査					全国ひとり親世帯等調査2016
	第1回(2011)	第2回(2012)	第3回(2014)	第4回(2016)	第5回(2018)		第1回(2011)	第2回(2012)	第3回(2014)	第4回(2016)	第5回(2018)	
世帯人員（人）	3.6	3.4	3.3	3.3	3.2	3.3	3.9	3.8	3.4	3.5	3.7	3.7
子ども数（人）	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.5	1.9	1.9	1.8	2.0	2.0	1.5
末子の年齢（歳）	10.2	10.4	10.2	10.3	9.9	11.3	10.7	11.4	11.8	10.8	11.0	12.8
親との同居率	40.7%	32.0%	32.4%	34.2%	29.1%	27.7%	59.2%	56.3%	40.4%	46.8%	39.6%	44.2%
本人または配偶者名義の持家比率	18.1%	21.1%	16.0%	19.9%	15.2%	15.2%	50.6%	44.4%	45.7%	42.2%	31.5%	49.4%
母（父）親の有業率	84.0%	85.7%	88.9%	87.0%	89.6%	81.8%	95.2%	96.9%	90.6%	92.9%	92.6%	85.1%
母（父）親の就業状況												
－無業	16.0%	14.3%	11.1%	13.0%	10.4%	9.4%	4.8%	3.1%	9.4%	7.1%	7.4%	5.4%
－正社員	33.5%	31.4%	38.7%	37.2%	43.0%	36.2%	81.0%	64.6%	69.8%	75.3%	70.4%	58.2%
－パート・アルバイト	33.6%	34.5%	33.7%	31.4%	29.7%	35.8%	1.2%	3.1%	1.9%	4.7%	1.9%	5.4%
－派遣・契約社員等	16.9%	19.8%	16.5%	18.4%	16.8%	18.6%	13.1%	29.2%	18.9%	12.9%	20.4%	31.0%
母（父）親の年齢（歳）	39.6	40.1	40.1	40.6	40.7	41.1	44.0	43.7	43.5	44.1	42.8	45.7
母（父）親の最終学歴												
－中学校	8.6%	12.7%	10.8%	12.3%	11.3%	11.5%	3.9%	15.0%	13.3%	12.5%	6.4%	13.2%
－高校	48.3%	46.7%	44.9%	45.1%	44.9%	44.8%	50.6%	45.0%	44.4%	46.3%	53.2%	48.9%
－短大・高専・専修学校他	34.1%	33.6%	34.0%	32.9%	35.9%	34.5%	15.6%	13.3%	13.3%	11.3%	19.1%	18.6%
－大学・大学院	9.0%	7.0%	10.3%	9.7%	8.0%	9.1%	29.9%	26.7%	28.9%	30.0%	21.3%	19.4%
世帯所得（税込、万円）	293.7	321.8	322.2	316.8	299.9	348.0	549.9	555.4	464.8	505.8	623.5	573.0
母（父）親の就業所得（万円）	172.6	194.6	225.7	215.8	234.2	200.0	423.1	436.2	394.5	445.6	524.7	420.0
有効回答数	699	621	724	693	653	2,060	84	65	53	86	54	405

図表 A-1 (続き) 基本属性—ふたり親世帯

	ふたり親世帯					世帯全体
	子育て世帯全国調査					国民生活基礎調査2016
	第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)	第4回 (2016)	第5回 (2018)	
世帯人員 (人)	4.5	4.3	4.3	4.2	4.2	4.0
子ども数 (人)	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	1.7
末子の年齢 (歳)	7.6	7.9	7.5	7.3	7.7	N.A.
親との同居率	25.2%	19.6%	22.9%	16.6%	17.1%	14.7%※
本人または配偶者名義の持家比率	57.9%	56.6%	58.1%	62.0%	60.6%	N.A.
母親の有業率	61.2%	67.2%	69.7%	70.2%	73.1%	67.2%※
母親の就業状況—無業	38.8%	32.8%	30.3%	29.8%	26.9%	32.8%※
—正社員	17.6%	21.9%	20.0%	23.2%	23.5%	21.9%※
—パート・アルバイト	29.6%	31.3%	34.2%	34.5%	36.0%	31.1%※
—派遣・契約社員等	14.0%	14.0%	15.4%	12.5%	13.5%	14.2%※
母親の年齢 (歳)	39.5	40.1	40.1	40.5	40.9	N.A.
母親の最終学歴—中学校	4.6%	3.7%	3.3%	2.5%	3.1%	N.A.
—高校	38.2%	37.7%	33.5%	33.0%	29.2%	N.A.
—短大・高専・専修学校他	39.7%	41.1%	42.4%	41.2%	41.8%	N.A.
—大学・大学院	17.5%	17.4%	20.7%	23.2%	25.9%	N.A.
世帯所得 (税込、万円)	624.7	671.6	697.3	721.6	734.7	707.8
母親の就業所得(万円)	115.8	134.0	119.1	138.6	141.5	N.A.
有効回答数	1,435	1,508	1,416	1,380	1,267	—

注：(1) 単純集計値である。復元倍率によるウェイトバック集計を行っている JILPT 調査シリーズ No.145、No.175 の速報値と異なる場合がある。

(2) パーセンテージは、不詳を除いた構成比である。

(3) 母親の有業率、就業状況、年齢、最終学歴および就業所得は、父親回答の標本 (N=49) を除いた集計値である。

(4) 国民生活基礎調査の数値は、18歳未満の児童のいる世帯全体 (ひとり親世帯を含む) についてのものである。ただし、「親との同居率」は児童のいる世帯のうち三世帯世帯の割合を引用している。そのうち、※のある数値は、「平成 28(2016)年国民生活基礎調査」の公表値を元に筆者が算出したものである。

## IV 調査結果の概要

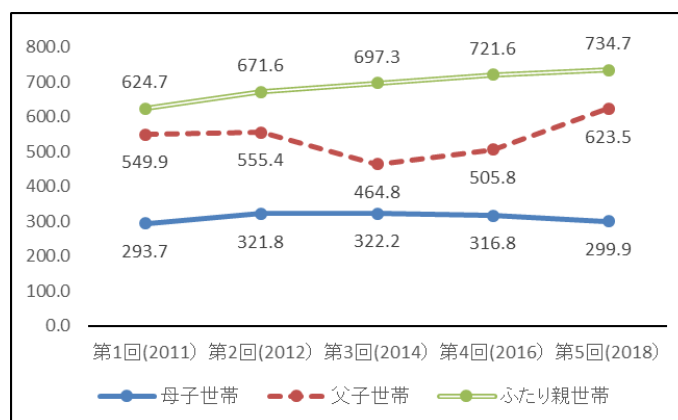
### 1 経済状況

#### (1) 年間収入

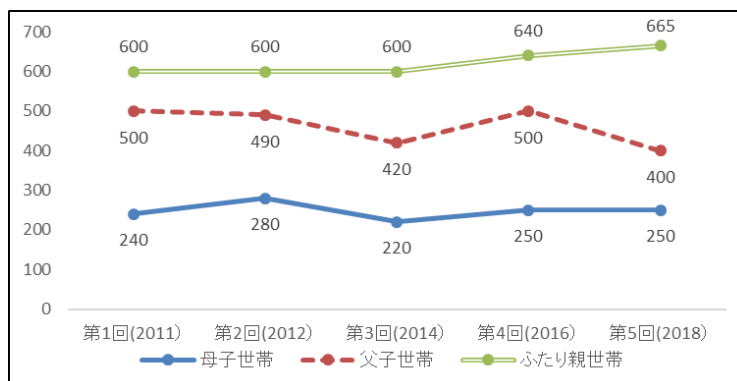
子育て世帯の平均税込収入（調査前年分、就労収入・社会保障給付・贈与・財産収入などを含む遺産以外の総収入）は、母子世帯が299.9万円、父子世帯が623.5万円、ふたり親世帯が734.7万円となっている。ふたり親世帯の平均税込収入は、前回調査より引き続き上昇している。母子世帯の平均税込収入は、前回調査より17万円低くなっている（図表 1-1a）。一方、税込収入の中央値は、母子世帯が250万円、ふたり親世帯が665万円となっており、母子世帯は変化なし、ふたり親世帯は25万円増である（図表 1-1b）。

- ☑ ふたり親世帯の平均税込収入は、前回調査より引き続き上昇
- ☑ 母子世帯の平均税込収入は、前回調査よりやや減少、中央値は変化なし

図表 1-1a 年間収入（税込）平均値の推移（単位：万円）



図表 1-1b 年間収入（税込）中央値の推移（単位：万円）



## (2) 相対的貧困率

可処分所得が厚生労働省公表の貧困線を下回っている世帯の割合は、母子世帯では51.4%、父子世帯では22.9%、ふたり親世帯では5.9%となっている。可処分所得が貧困線の50%を満たさない「ディープ・プア (Deep Poor)」世帯の割合は、母子世帯が13.3%、父子世帯が8.6%、ふたり親世帯が0.5%である (図表 1-2a)。

住宅種類別で見ると、公営賃貸世帯の貧困率がもっとも高く、持ち家 (住宅ローンあり) 世帯の貧困率がもっとも低くなっている。公営賃貸住宅は貧困世帯を多く受け入れていることが分かる。(図表 1-2b)

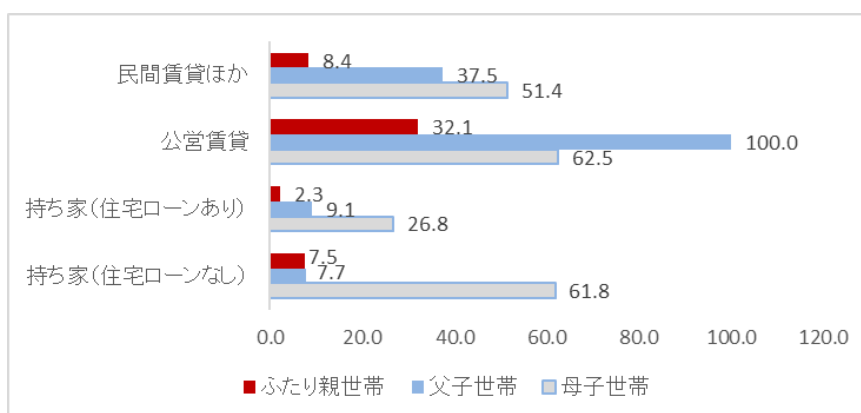
- ☑ 母子世帯の貧困率は5割超え、13%が「ディープ・プア」世帯
- ☑ 公営賃貸住宅は貧困世帯を多く受け入れている

図表 1-2a 相対的貧困率

	ディープ・プア率 (可処分所得<貧困線の50%)			貧困率 (可処分所得<貧困線)			UK基準貧困率 (可処分所得<貧困線の120%)		
	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯
第1回(2011)	16.7	0.0	2.2	46.6	2.2	10.7	62.6	13.3	18.7
第2回(2012)	9.1	0.0	0.2	44.8	3.3	7.2	58.7	10.0	14.2
第3回(2014)	19.5	9.4	1.0	57.0	28.1	7.7	65.3	37.5	13.9
第4回(2016)	13.2	4.3	0.2	47.0	10.6	6.2	61.4	14.9	11.8
第5回(2018)	13.3	8.6	0.5	51.4	22.9	5.9	61.7	40.0	11.3

注：不詳を除いた集計値である。貧困線は厚生労働省の公表値 (2012 と 2015 年名目値) 通り、単身者世帯では 122 万円、2 人世帯では 173 万円、3 人世帯では 211 万円、4 人世帯では約 244 万円である。

図表 1-2b 住宅種類別貧困世帯 (可処分所得が貧困線未満) の割合(%)



注：「持ち家」には、本人または配偶者の持ち家の他、親や親族の持ち家も含まれている。「民間賃貸ほか」には、社宅・寮等の給与住宅、母子寮等の福祉施設、その他・不詳が含まれている。父子世帯の標本サイズは 35 世帯 (うち、公営賃貸 3、民間賃貸ほか 8) である。

### (3) 子どもの数と経済的困窮

「家計の収支バランスが悪い」「学習塾の支出を負担できない」「食料の不足を感じている」「暮らし向きが大変苦しい」についての母（父）親の感じ方、いわゆる主観的指標で測った経済的困窮度と子ども数との関連性を調べた。

母子世帯の場合、いずれの指標においても、子どもが多い世帯ほど経済的困窮度が高くなる。例えば、暮らし向きが「大変苦しい」と回答した母子世帯の割合は、子どもが3人以上では32.9%、子どもが2人では26.8%、子どもが1人では15.9%である。

父子世帯の場合、「学習塾の支出を負担できない」という指標では子どもが3人以上の多子世帯が困難を感じている割合は顕著に高い。その他の指標では、子ども数と経済的困窮度のつながりがそれほど明確ではない。

ふたり親世帯の場合、いずれの指標においても、多子世帯は他の世帯に比べて、経済的困窮を感じている割合が高い。一方、「子どもが1人」の世帯と「子どもが2人」の世帯との間に、経済的困窮度の差があまり見られない（図表 1-3）。

- ☑ 母子世帯では子どもが多いほど経済的困窮度が高い
- ☑ ふたり親世帯の場合、子どもが3人以上の多子世帯は困窮度が高い

図表 1-3 子ども数別、経済的困窮を感じている世帯の割合

	N	暮らし向きが「大変苦しい」	食料の不足を感じている	学習塾の支出を負担できない	家計の収支バランスが悪い
母子世帯					
子どもが1人	227	15.9	11.0	31.7	27.8
子どもが2人	269	26.8	17.5	37.2	38.3
子どもが3人以上	149	32.9	22.8	45.0	45.6
父子世帯					
子どもが1人	14	14.7	7.8	17.2	22.4
子どもが2人	28	27.3	10.8	20.9	33.8
子どもが3人以上	11	26.8	9.8	26.8	28.0
ふたり親世帯					
子どもが1人	268	8.9	4.9	14.6	12.2
子どもが2人	663	10.2	5.3	16.1	14.9
子どもが3人以上	318	15.4	9.7	18.9	21.8



#### (4) 末子の年齢と経済的困窮

経済的困窮度は末子の年齢とも一定の相関関係がある。母子世帯の場合、子どもの年齢が高い世帯ほど、経済的困窮度が高い。暮らし向きが「大変苦しい」と回答した母子世帯の割合は、末子が「0～5歳」層では21.4%、「6～11歳」層では23.0%、「12～14歳」層では27.9%、「15～17歳」層では29.4%となっており、末子の年齢上昇とともに、経済的困窮を感じている世帯の割合が上昇傾向にある。父子世帯についても、同様の傾向が確認できる。一方、ふたり親世帯の場合、末子の年齢層ごとの経済的困窮度の差異は明確ではない（図表 1-4）。

末子が中高生年齢層の母子世帯はより一層困窮している主な原因として、子どもの年齢上昇に伴う教育費支出の増加や、母親の就業収入が年齢相応に増えていないことが考えられる。また、母子世帯の収入に比較的大きなウェイトを占めている福祉給付（医療費助成、児童手当、児童扶養手当など）は、受給年齢制限のあるものが多く、末子が中学生、高校生になる段階では、受給対象から外れる子どもが出てくることも影響しているかもしれない。

- ☑ 母子世帯の場合、子どもの年齢が高い世帯ほど、経済的困窮度が高い
- ☑ ふたり親世帯の経済的困窮度は、末子の年齢層にあまり左右されない

図表 1-4 末子の年齢別経済的困窮を感じている世帯の割合

	N	暮らし向きが「大変苦しい」	食料の不足を感じている	学習塾の支出を負担できない	家計の収支バランスが悪い
母子世帯					
0～5歳	112	21.4	16.1	34.8	33.9
6～11歳	235	23.0	19.1	39.1	34.5
12～14歳	111	27.9	12.6	36.0	41.4
15～17歳	119	29.4	15.1	39.5	42.0
父子世帯					
0～5歳	8	12.5	0.0	12.5	25.0
6～17歳	35	22.9	8.6	17.1	31.4
ふたり親世帯					
0～5歳	469	9.4	4.7	20.0	16.0
6～11歳	339	4.4	5.0	9.7	13.0
12～14歳	162	9.9	5.6	7.4	14.2
15～17歳	167	10.2	3.0	10.2	13.8

## 2 仕事

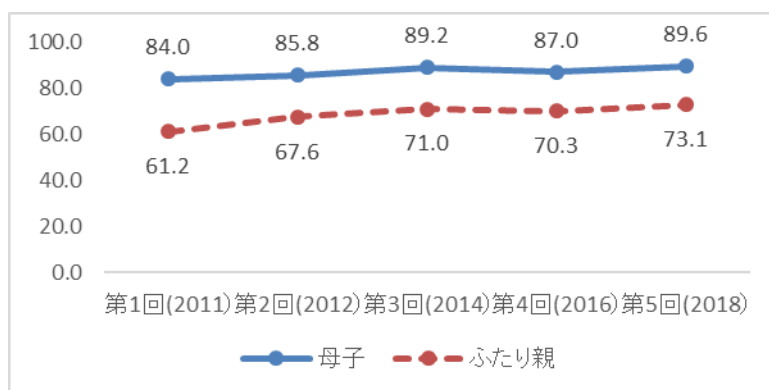
### (1) 現在の就業状態

母親の就業率と正社員比率がともに7年前の第1回調査時より上昇している。就業率は、7年前に比べて母子世帯が6ポイント、ふたり親世帯が12ポイント上がり、ふたり親世帯の上昇幅が比較的大きい（図表 2-1a）。

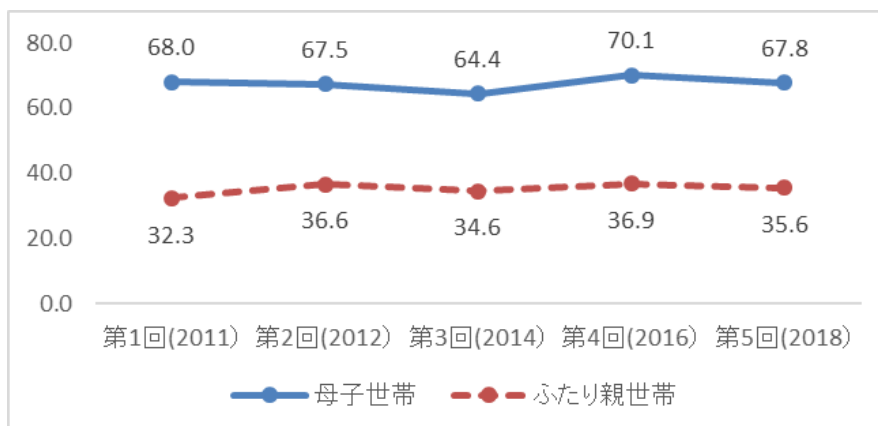
週あたりの就業時間（残業時間を含む）が30時間以上のフルタイム（FT）就業者の割合は、母子世帯 67.8%、ふたり親世帯 35.6%である。フルタイム就業している母親の割合は、前回調査よりやや低下しているが、トレンド的な変化は見られない（図表 2-1b）。

- ☑ 母親の就業率が引き続き上昇。とくにふたり親世帯の上昇幅が比較的大きい
- ☑ フルタイム就業している母親の割合は、あまり増えてない

図表 2-1a 母親における就業率の推移(%)



図表 2-1b 週30時間以上（FT）就業している母親の割合の推移(%)



注：無職の母親、就業時間不詳を含めた集計結果である。

## (2) 夫婦の就業形態

ふたり親世帯における夫婦の就業形態をみると、「正社員夫と非正規妻」カップルは全体の39.2%を占めており、割合がもっとも高い。これらに「正社員夫と無職妻」カップルと「自営業夫と非正規・無職妻」カップルを加えると、男女役割分業が明確である「従来型標準カップル」は、全体の約7割を占めることになる。

一方、近年増えているとされる「夫婦とも正社員」のカップルも、全体の約2割を占めている。そこに「自営業夫と正社員妻」カップルが加えられると、2割強のカップルは夫婦ともに恵まれた就業状況にあることが分かる。それとは対照的に、「夫婦とも非正規または無職」のカップルも、15世帯に1世帯の割合でいる（図表 2-2a）。

非正規同士カップルに比べて、正規同士カップルは、「夫婦とも高学歴」の割合が著しく高い（61.2%vs.22.9%）。また、政令指定都市・東京特別区といった大都市に居住している割合もやや高くなっている（25.0%vs.21.7%）（図表 2-2b）。

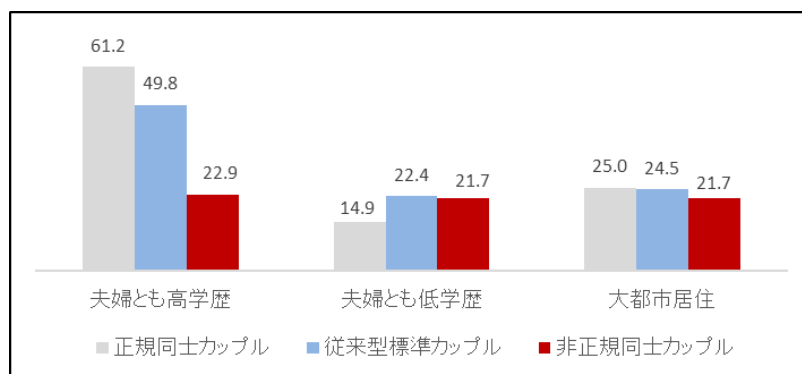
- ☑ 男女役割分業「従来型標準カップル」は約7割
- ☑ 正規同士カップルは、大都市に居住している割合が高い

図表 2-2a 夫婦の就業形態

		妻					合計
		正社員	パート	契約・派遣社員等	無職	不詳	
夫	正社員	19.7	30.0	9.2	21.8	0.2	80.8
	自営業	2.1	2.4	3.3	2.8	0.0	10.5
	非正社員	1.0	1.4	0.6	0.8	0.0	3.8
	無職	0.3	0.5	0.1	0.3	0.1	1.3
	不詳	0.7	1.2	0.7	1.0	0.0	3.6
	合計	23.8	35.4	13.8	26.7	0.2	100.0

正規同士カップル 21.8% ← (正社員妻 + 自営業妻 + 非正社員妻 + 無職妻 + 不詳妻)  
 従来型標準カップル 69.4% → (正社員妻 + 自営業妻 + 非正社員妻 + 無職妻 + 不詳妻)  
 非正規同士カップル 6.6% → (パート妻 + 契約・派遣社員等妻 + 無職妻 + 不詳妻)

図表 2-2b カップルの種類別、平均属性の比較(%)



注：ここでの「高学歴」と「低学歴」は、それぞれ「短大高専卒以上の学歴」、「中学校・高校卒の学歴」を指している。「大都市」とは、政令指定都市・東京特別区のことである。

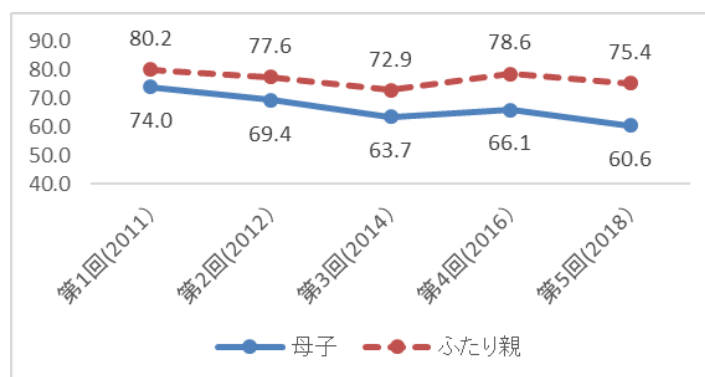
### (3) 初職の正規雇用

最終学校を卒業した後に最初に就いた仕事（初職）が正社員だった割合は、母子世帯 60.6%、ふたり親世帯（母親）75.4%となっている。母親の初職正社員比率は、7年前より5ポイント（ふたり親世帯）～13ポイント（母子世帯）下がっている（図表 2-3a）。

初職の正規雇用における世代間格差が大きい。初職正社員比率を比較すると、「1969年以前」出生コホートが8～9割でもっとも高く、次いで1970年代出生コホート6～8割、1980年以降出生コホートが4～7割で一番低い。若いコホートほど初職正社員比率が総じて低下する傾向が見られる（図表 2-3b）。

- ☑ 母親の初職正社員比率は、7年前より5～13ポイント低下
- ☑ 若いコホートほど初職正社員比率が低い

図表 2-3a 母親の初職が正社員の割合の推移(%)



図表 2-3b 出生コホート・学校卒業年別、母親の初職が正社員の割合

	母子世帯	ふたり親世帯
出生コホート		
1969年以前	80.2	88.6
1970～74年	73.2	85.1
1975～79年	64.3	72.6
1980～84年	42.6	67.9
1985年以降	43.3	63.8
学校卒業年		
92年以前（～バブル世代）	76.5	85.4
93～2004年（氷河期世代）	52.4	72.1
2005年以降（ポスト氷河期世代）	59.2	71.8
ポスト氷河期世代Ⅰ（08～11年）	47.4	71.2
ポスト氷河期世代Ⅱ（08～11年以外）	63.5	72.2

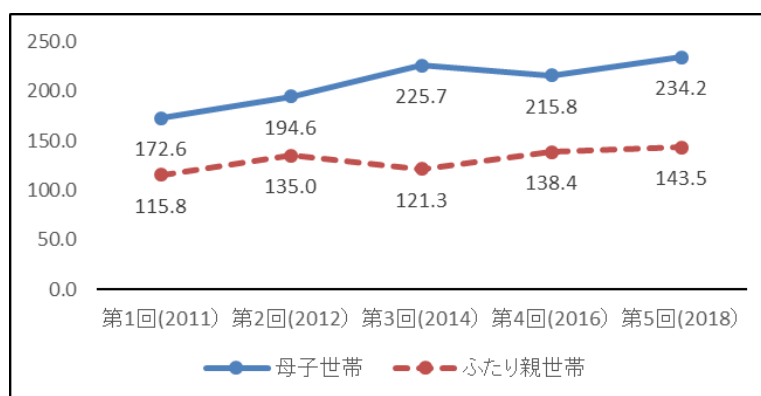
#### (4) 母親の就業収入

母親の平均就業年収は（税込）は、母子世帯 234.2 万円、ふたり親世帯 143.5 万円である。母親の平均就業年収は、第 1 回調査以来、上昇基調が続いている（図表 2-4a）。一方、母親の就業年収の中央値が、ふたり親世帯は前回調査より 5 万円ほど上がっているが、母子世帯は 200 万円と前回調査と同じである（図表省略）。「平均値が顕著に上昇したが、中央値に変化なし」ということは、母子世帯の就業収入における内部格差が拡大している可能性が示唆される。

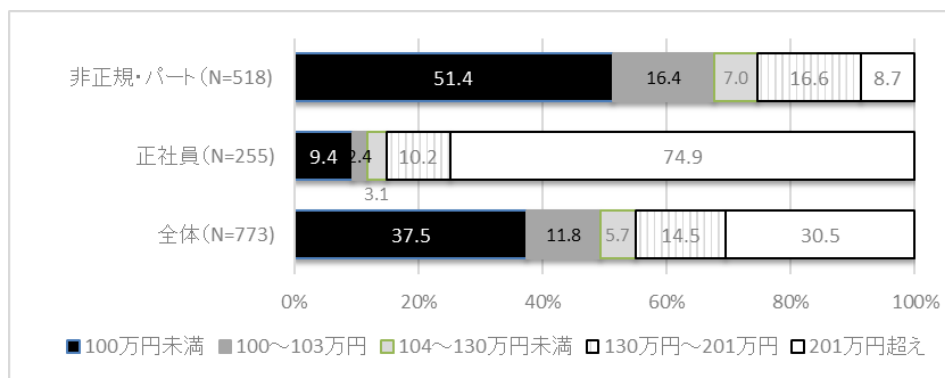
非正規・パートとして働く有配偶の母親、いわゆる「パート主婦」の約 7 割（67.8%）は、夫の住民税・所得税の配偶者控除の収入限度額である 103 万円以内で働いている。そのうち、就業時間調整の疑いが濃厚である「100～103 万円」ゾーンで働いている母親は、16.4%である（図表 2-4b）。

- ☑ 母子世帯就業収入「平均値が顕著に上昇したが、中央値に変化なし」
- ☑ パート主婦の 16%は就業時間調整ゾーン

図表 2-4a 母親の就業年収（税込）の平均値の推移（単位：万円）



図表 2-4b 有配偶の有業女性の収入構成（%）、不詳を除く



## (5) 父親の就業時間

父親の週あたり平均就業時間（残業時間を含む）は、父子世帯 38.6 時間、ふたり親世帯 48.1 時間である。そのうち、30 時間未満のパートタイム就業者の割合が、父子世帯（18.5%）はふたり親世帯（9.7%）の約 2 倍である（図表 2-5a）。

ふたり親世帯の場合、夫の就業時間が 60 時間を超えると、妻のフルタイム（FT）就業率が顕著に低下する。夫の就業時間が 60 時間以下であれば、妻の FT 就業率がおおむね 4 割前後で推移しているのに対して、60 時間を超えると、妻の FT 就業率が 3 割に急落している。同様に、夫の就業時間が 60 時間を超えると、妻の無職率が明らかに高い（図表 2-5b）。

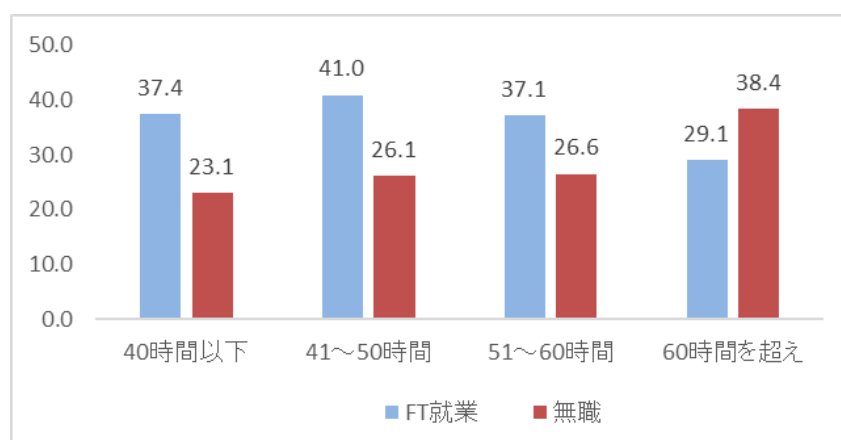
- ☑ 夫の就業時間が 60 時間を超える、妻の FT 就業率が 4 割から 3 割に急落
- ☑ 夫の就業時間が 60 時間超えの場合、母親の就業率も下がる

図表 2-5a 父親の週あたり就業時間数

	N	30時間未満	30～40時間	41～50時間	51～55時間	56～60時間	60時間超え	不詳	合計	平均（時間）	標準偏差
父子世帯	54	18.5	18.5	38.9	1.9	5.6	5.6	11.1	100.0	38.6	18.9
ふたり親世帯（父親）	1,267	9.7	16.3	32.4	4.9	13.8	11.9	11.1	100.0	48.1	18.7

注：ふたり親世帯は父親回答（N=49）の標本も含まれている。

図表 2-5b 夫の就業時間数別、妻の FT 就業率と無職率(%)



### 3 家事・育児

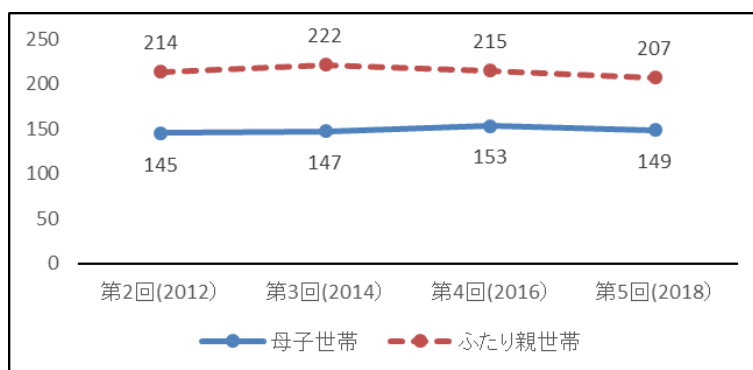
#### (1) 父親の家事時間

母親が平日1日当たり炊事、洗濯と掃除をこなす平均家事時間数は、母子世帯が149分(2.5時間)、ふたり親世帯が207分(3.5時間)となっており、ふたり親世帯の家事時間が約4割長い。母親の家事時間の推移をみると、ふたり親世帯は緩やかな減少傾向が見られるが、母子世帯の家事時間にトレンド的な変化は見られない(図表3-1a)。

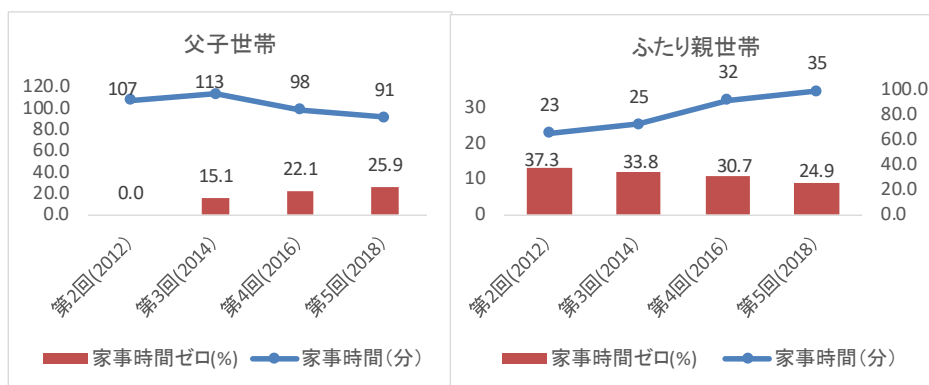
父親の平均家事時間数は、父子世帯が91分、ふたり親世帯が35分である。その推移をみると、ふたり親世帯と父子が逆のトレンドを示していることが分かる。ふたり親世帯の場合、平均家事時間数だけではなく、「家事ゼロ」の割合も減少し続けている。一方、父子世帯の父親の平均家事時間数が6年前に比べて16分減少し、「家事ゼロ」の割合も増えている(図表3-1b)。

- ☑ ふたり親世帯母親の家事時間は緩やかな減少傾向
- ☑ ふたり親世帯父親の平均家事時間数が伸び、「家事ゼロ」の割合も減少

図表 3-1a 母親の家事時間の推移(単位:分/日)



図表 3-1b 父親の家事時間の推移



## (2) 夫婦の合計家事時間

ふたり親世帯の場合、妻の家事時間が短いと、夫の家事時間がその分長くなるという単純な代替関係ではないようである。例えば、妻家事時間「5時間以上」の世帯では、夫の平均家事時間数は36分であり、妻家事時間「2～5時間未満」の世帯よりむしろ長くなっている（図表 3-2a）。

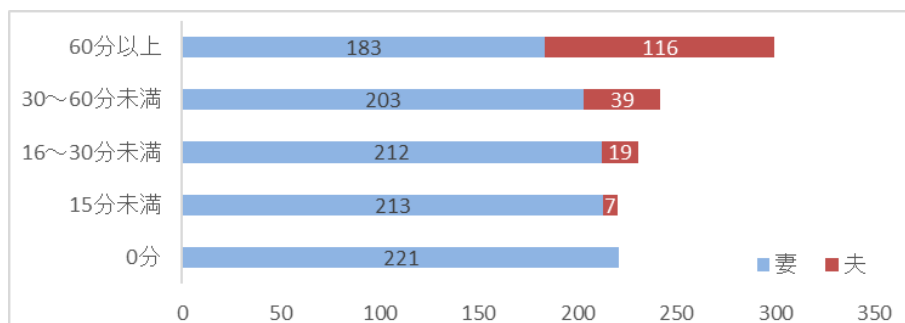
夫の家事時間が長ければ長いほど、妻の平均家事時間数がわずかに短くなっているが、夫婦合計の家事時間がより大きく伸びているため、妻の家事時間の短縮にはあまりつながらっていない。例えば、夫婦合計の家事時間は、夫家事時間「60分以上」の世帯（299分）は夫「家事ゼロ」の世帯（221分）より78分も長くなっているが、妻の家事時間は38分の差異しかない（図表 3-2b）。

- ☑ 妻の家事時間と夫の家事時間が単純な代替関係ではない
- ☑ 夫家事参加の世帯ほど夫婦の合計家事時間が長くなる

図表 3-2a 妻の家事時間5分類別、夫の家事時間分布

		妻					不詳	合計
		2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5時間以上		
	N	161	286	324	209	264	23	1,267
夫	0分	22.4	22.4	25.0	28.7	28.0	4.4	24.9
	15分未満	18.6	18.2	18.5	19.1	20.8	0.0	18.7
	16～30分未満	10.6	16.1	15.4	19.6	17.1	0.0	15.7
	60分未満	14.9	20.3	19.8	15.3	15.9	4.4	17.4
	60分以上	30.4	20.6	17.6	15.3	15.5	13.0	19.0
	不詳	3.1	2.5	3.7	1.9	2.7	78.3	4.2
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	平均（分）	42.6	32.2	34.6	28.8	35.9	—	34.5
標準偏差	65.4	40.0	50.5	45.8	76.1	—	56.4	

図表 3-2b 夫の家事時間5分類別、妻と夫の平均家事時間(単位：分/日)





### (3) 非同居父親と子どもの交流

過去の1年間、非同居父親と子どもとの面会や会話等交流の頻度は、「年に数回以上」の割合は、母子世帯の離別父親が37.3%、ふたり親世帯の単身赴任父親が93.8%である。離別父親の44.2%は子どもとの交流が「全くない」状態であり、そのうち離婚5年以上の離別父親の半数以上（51.6%）が子どもと交流なしの状態である（図表3-3a）。

離別父親と子どもとの交流の頻度は、養育費の受取率とは正の比例関係にある。とくに、離婚5年以上の離別父親に限ってみると、交流頻度と養育費の受取率の相関が一層強まっている。養育費の受取率は、交流頻度が「月1回以上」では36.0%、「年に数回」では30.3%、「ほとんどない」では14.3%、「全くない」では10.4%となっており、交流頻度が低下するごとに養育費の受取率も下がっていく。離別父親と子どもとの交流を「年に数回」程度またはそれ以上を維持することは、養育費の確保に有利に働くと見られる（図表3-3b）。

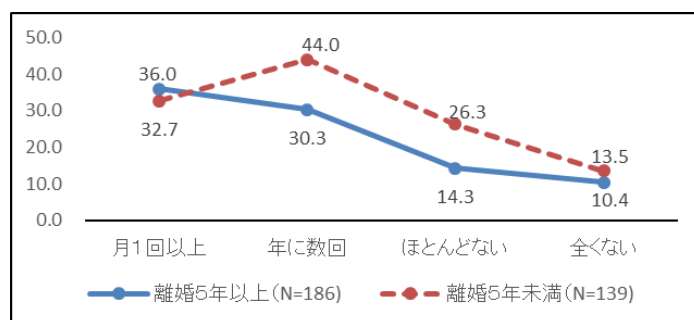
- ☑ 離別父親の44%は子どもとの交流が「全くない」
- ☑ 「年に数回」以上は養育費の確保に有利

図表 3-3a 非同居父親と子どもとの交流の頻度

	N	ほぼ毎日	週に3, 4回ぐらい	週に1回ぐらい	月1回ぐらい	年に数回	ほとんどない	全くない	不詳	合計	再掲)年に数回以上
母子世帯※ (離別父親)	466	0.0	1.3	3.2	16.7	16.1	13.1	44.2	5.4	100.0	37.3
うち、離婚5年以上の離別父親	186	0.0	0.5	2.2	10.8	17.7	11.3	51.6	5.9	100.0	31.2
ふたり親世帯 (単身赴任父親)	113	3.5	4.4	30.1	31.9	23.9	1.8	0.0	4.4	100.0	93.8

※離婚が原因で母子世帯になった世帯を対象とした集計結果である。

図表 3-3b 離別父親と子どもとの交流の頻度別、養育費の受取率(%)



#### (4) 子どもの学業成績

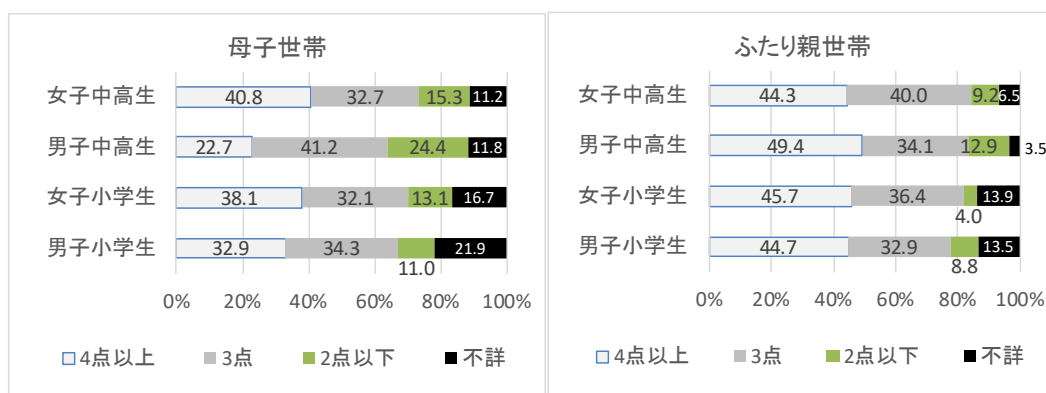
小中高校生の第1子が学校での学業成績が「(まあまあ)良好」(4点以上)である割合は、母子世帯 33.0%、父子世帯 36.7%、ふたり親世帯 46.0%である(図表省略)。

ふたり親世帯の場合、4点以上の良い学業成績を挙げている子どもの割合は、小学生も中高生も、男子(息子)も女子(娘)も同じく4~5割程度となっている。一方、母子世帯の場合、娘は息子より学業成績が明らかに良い。その差は小学生の段階では5ポイントほどであるが、中高生の段階になると18ポイントまでに広がっている(図表 3-4a)。

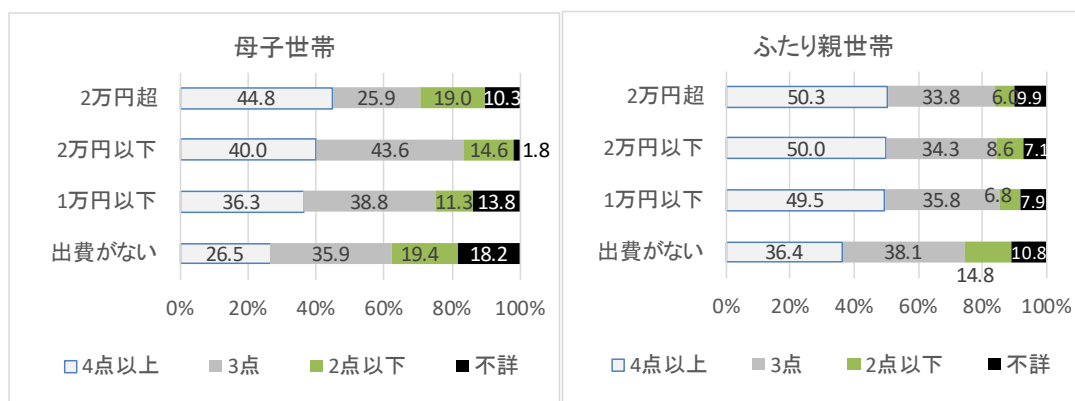
習い事・塾代といった教育支出は、子どもの学業成績と一定の関連性がある。母子世帯もふたり親世帯も、「(該当)出費がない」子どもの学業成績が明らかに悪い。一方、習い事・塾代をかけられている子どもの間では、支出額の多寡によって成績が変わるのは母子世帯のみである(図表 3-4b)。

- ☑ 母子世帯の場合、娘よりも息子は学業不振が深刻
- ☑ 習い事・塾代支出額の有無によって成績が変わる

図表 3-4a 第1子の性別、小・中高生別学業成績(%)



図表 3-4b 習い事・塾代別、第1子の学校での学業成績(%)



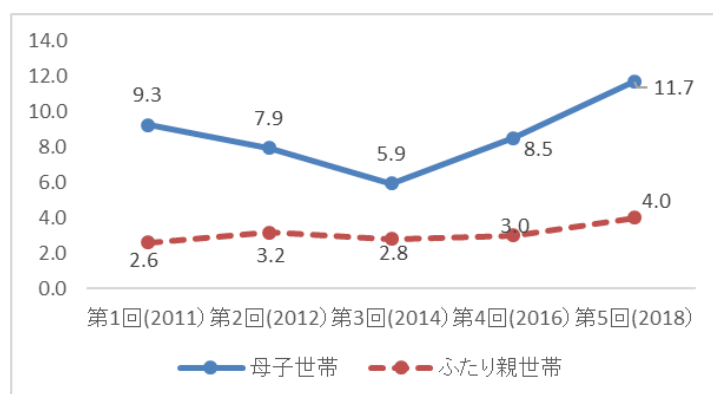
## (5) 子どもの不登校

小中高生の子第1子においては、不登校の経験を持っている割合は、母子世帯11.7%、父子世帯10.0%、ふたり親世帯4.0%となっている。第1子に不登校経験ありの割合が前回調査より1ポイント（ふたり親世帯）～3ポイント（母子世帯）上昇している（図表3-5a）。

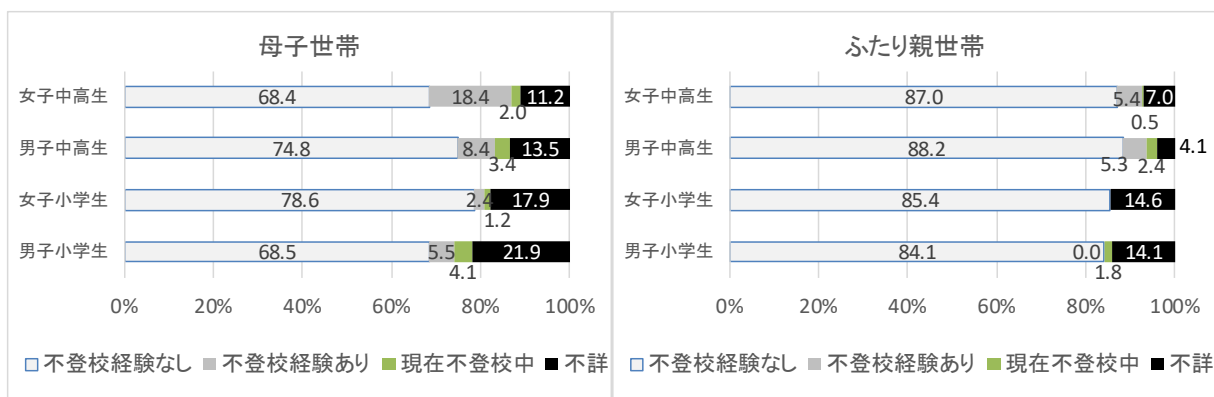
不登校問題は、小学生よりも中高生の方に比較的問題になりやすい。また、「現在不登校中」の割合は、女子よりも男子の方が高くなっている。ふたり親世帯の場合、小学生の不登校経験者がほとんどいないのに対して、中高生になると、男子の7.7%、女子の5.9%は経験がある。母子世帯の場合、男子中高生の11.8%（うち3.4%は現在も）、女子中高生の20.4%（うち2.0%は現在も）が不登校を経験していた（図表3-5b）。

- ☑ 第1子に不登校経験ありの割合が上昇
- ☑ 不登校問題は、中高生と男子に比較的多く見られる

図表 3-5a 第1子に不登校経験ありの割合推移(%)



図表 3-5b 第1子の性別、小・中高生別不登校状況(%)



## 4 子育て世帯への支援

### (1) 祖父母による援助

子どもの祖父母から月に2回以上の子どもの世話や家事支援、いわゆる「世話的援助」を受けている世帯は、母子世帯 30.9%、父子世帯 46.3%、ふたり親世帯 32.8%となっている（図表省略）。

祖父母から援助の頻度は、住居の構え方に大きく左右されると言われている。子どもの祖母との住居の構え方を「同居」、徒歩圏内の「近居」、片道1時間未満の「準近居」、「別居」および「該当母親はいない」という5通りに分類すると、同居・近居・準近居の割合は、母子世帯 73.1%、父子世帯 64.8%、ふたり親世帯 76.4%となっている。子育て世帯の約4分の3は、祖母と1時間圏内で住居を構えている（図表 4-1a）。

実際、祖父母からの世話的援助の頻度は、同居、近居、準近居、別居順に低下していくことが確認できる（図表 4-1b 左側）。経済的援助についても、同様な傾向が見られる（図表 4-1b 右側）。

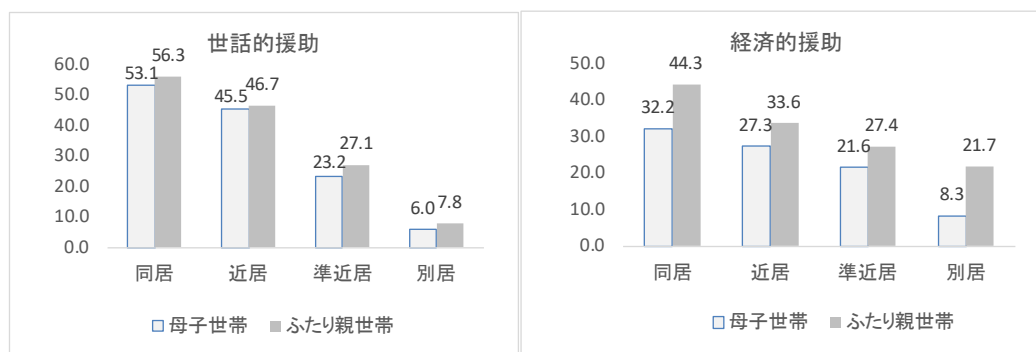
- ☑ 子育て世帯の約4分の3は、祖母と1時間圏内に住居を構えている
- ☑ 同居、近居、準近居、別居順に祖父母の援助の頻度が減少

図表 4-1a 子どもの祖母との住居の構え方

	N	同居	近居-徒歩圏内	準近居-片道1H未満	別居-片道1H以上	該当祖母はいない	不詳	合計	再掲)同居・近居・準近居
母子世帯	653	27.1	16.9	29.1	12.9	10.6	3.5	100.0	73.1
父子世帯	54	35.2	14.8	14.8	14.8	11.1	9.3	100.0	64.8
ふたり親世帯※	1,267	15.2	26.1	35.2	17.1	2.8	3.6	100.0	76.4

※妻または夫の母親のうち、もっともアクセスしやすい居住状態にいる方を指している。

図表 4-1b 祖母との住居の構え方別、祖父母から援助ありの割合(%)



注：「世話的援助あり」とは、子どもの世話・家事援助を月に2回以上を行った場合、「経済的援助あり」とは、経済的援助を年に数回程度またはそれ以上の頻度で行った場合を指している。

## (2) 祖父母以外の援助者

子どもの祖父母以外に、子どもの世話・家事について援助してくれる人がいる世帯の割合は、母子世帯 17.2%、父子世帯 7.4%、ふたり親世帯 12.5%となっている（図表 4-2a）。

世話的援助について頼れる人が「誰もいない」世帯の割合は、第2回調査以降に大きな変化がなく、おおむね 25%前後で推移している。一方、金銭的援助について頼れる人が「誰もいない」世帯の割合は、母子世帯が 51.5%、ふたり親世帯が 39.9%であり、6年前よりそれぞれ4ポイントと2ポイント上昇している（図表 4-2b）。

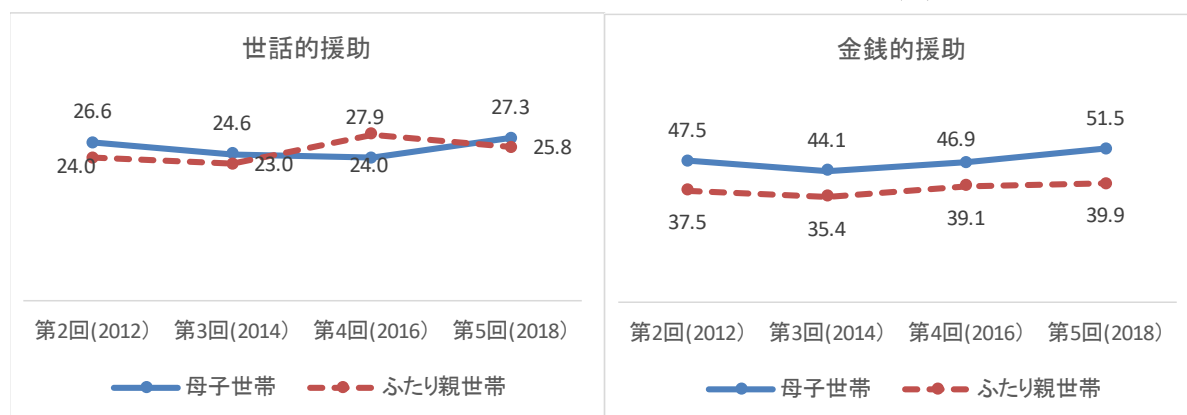
- ☑ 4世帯に1世帯は、子どもの世話・家事について頼れる人が「誰もいない」
- ☑ 4～5割の世帯は、金銭的援助について頼れる人が「誰もいない」

図表 4-2a 子どもの世話・家事について援助してくれる人（複数回答）

	N	①自分の親	②配偶者の親	③親以外の親族	④知人・友人等	⑤誰もいない	不詳	合計	再掲) 親以外の人
母子世帯	653	62.5	2.8	11.3	7.4	27.3	3.2	114.4	17.2
父子世帯	54	63.0	16.7	1.9	7.4	20.4	5.6	114.8	7.4
ふたり親世帯	1,267	53.1	34.9	7.7	5.8	25.8	2.2	129.6	12.5

注：複数回答なので、再掲は③と④の合計とはならない。以下同じ。

図表 4-2b 頼れる人が「誰もいない」割合の推移(%)



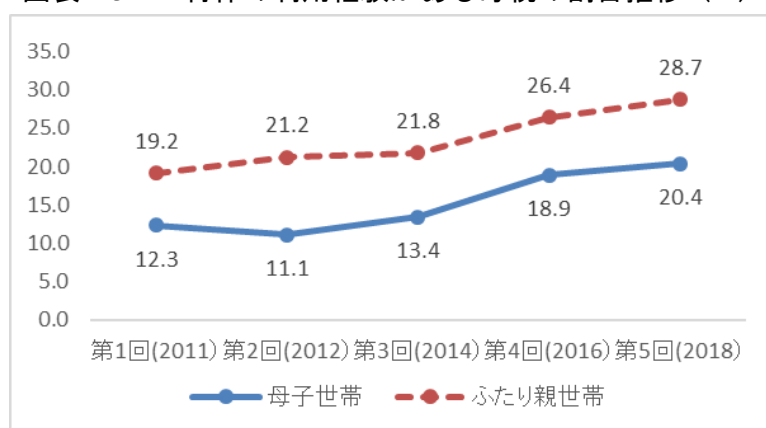
### (3) 育児休業制度の利用経験

無職者を含むこれまでに育児休業制度を利用したことがある者の割合（育休経験率）は、母子世帯 20.4%、父子世帯 1.9%、ふたり親世帯（母親） 28.7%である。育休の利用経験がある母親の割合は、調査開始以降、上昇傾向が続いている（図表 4-3a）。

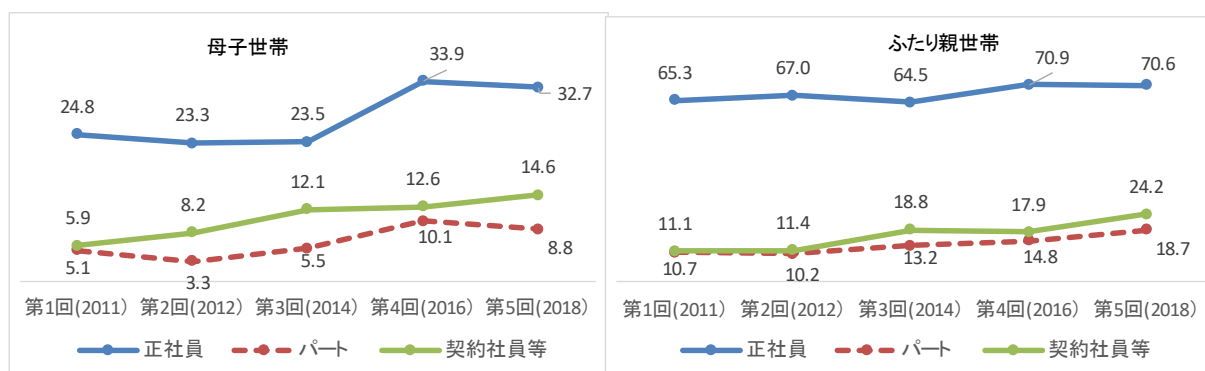
正社員の育休経験率が高いものの、第4回(2016)調査以降、頭打ちとなっている。パート、契約社員等の育休経験率は、第2回調査以降、上昇傾向が続いており、今回調査は2年前に比べて4～6ポイントの大幅増があった（図表 4-3b）。

- ☑ 育休の利用経験がある母親の割合は、上昇傾向が続いている
- ☑ パート・契約社員等の育休利用が加速

図表 4-3a 育休の利用経験がある母親の割合推移（%）



図表 4-3b 就業形態別、育休の利用経験がある母親の割合推移（%）



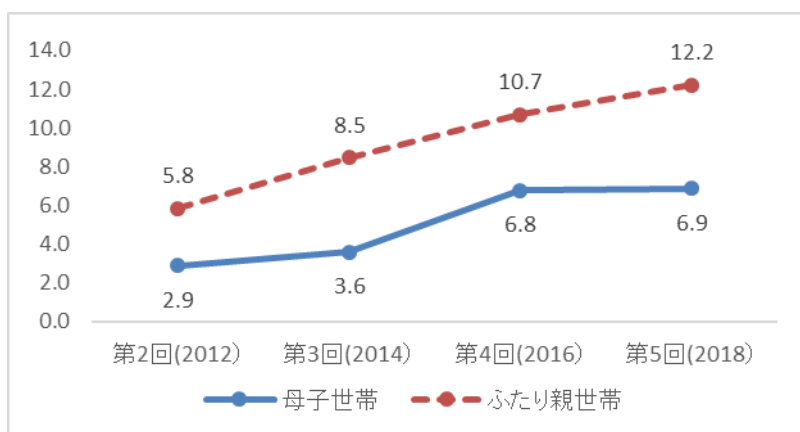
#### (4) 短時間勤務制度の利用経験

これまでに短時間勤務制度を利用したことがある者の割合（時短経験率）は、母子世帯 6.9%、ふたり親世帯（母親） 12.2%である。時短の利用経験がある母親の割合は、第2回調査以降、上昇傾向が続いている（図表 4-4a）。

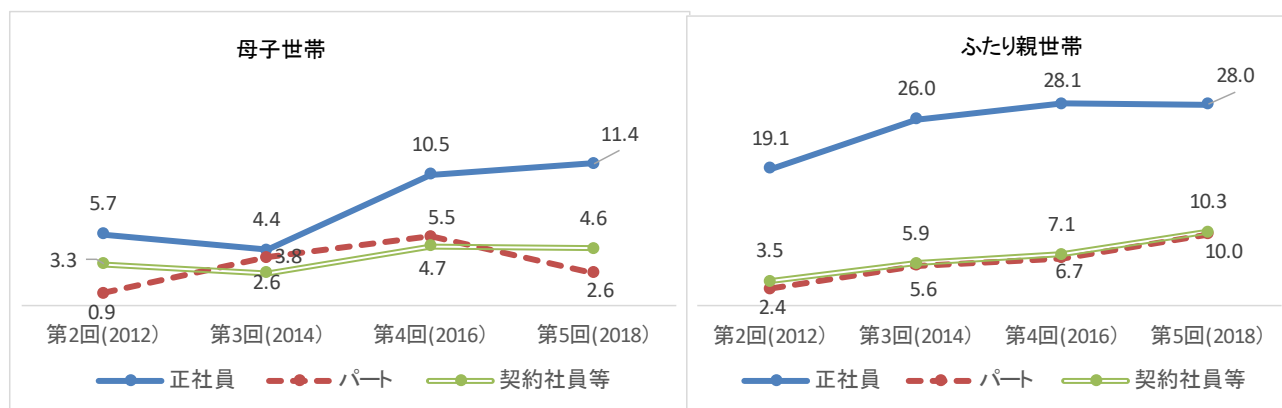
母親の就業形態別でみると、時短経験率は正社員の方ではとくに高くなっている。ただし、第3回（2014）調査以降、ふたり親世帯では非正規の時短経験率が伸び続けているのに対して、正社員の方が伸び悩んでいる（図表 4-4b）。

- ☑ 「継続型」就業者は、「良い仕事」に従事している者の割合が高い
- ☑ ふたり親世帯の非正規の時短利用が拡大

図表 4-4a 短時間勤務制度の利用経験がある母親の割合推移（%）



図表 4-4b 就業形態別、時短の利用経験がある母親の割合推移（%）



### (5) 拡充してほしい公的支援

育児と就業を両立する上で、拡充してほしい公的支援についてたずねると、「児童手当の増額」など「金銭的援助」の拡充を望む保護者がもっとも多く、そのいずれかを選択した保護者の割合は、母子世帯 79.2%、父子世帯 76.9%、ふたり親世帯 78.6%となっている（図表 4-5a）。

拡充してほしい公的支援の種類別推移をみると、「金銭的支援」を望む保護者の割合は、調査開始以降に8割前後と高位水準を維持している。とくにふたり親世帯は「金銭的支援」を選ぶ割合が、前回調査より5ポイントも上昇し、母子世帯と並ぶ水準となっている。一方、「保育サービス」を望む保護者の割合は、母子世帯とふたり親世帯がそれぞれ前回調査より8ポイントと13ポイント下がった（図表 4-5b）。

- ☑ 「金銭的支援」の拡充を望む割合は、ふたり親世帯が5ポイント上昇
- ☑ 「保育サービス」の拡充を望む割合は、母子世帯とふたり親世帯がともに低下

図表 4-5a 拡充してほしい公的支援（3つまでの複数回答）

	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯
金銭的支援（①～④のいずれか）	79.2	76.9	78.6
①児童手当の増額	65.9	73.1	57.6
②年少扶養控除の復活	7.7	26.9	11.1
③乳幼児医療費助成期間の延長	17.8	11.5	26.7
④職業訓練を受ける際の金銭的援助	20.3	7.7	22.3
保育サービス（⑤～⑦のいずれか）	28.3	38.9	44.5
⑤保育サービスの多様化	19.6	26.9	21.7
⑥保育所の増設	13.4	13.5	26.6
⑦病時・病後児保育制度の充実	7.9	13.5	18.4
休業・休暇の期間延長（⑧または⑨）	10.6	3.8	15.8
⑧育児休業の法定期間の延長	5.0	1.9	11.0
⑨子の看護休暇の法定期間の延長	6.2	1.9	7.7
N	596	52	1,189

図表 4-5b 拡充してほしい公的支援の種類別推移(%)

